

介護保険負担限度額認定の更新申請手続について

I 必要書類について

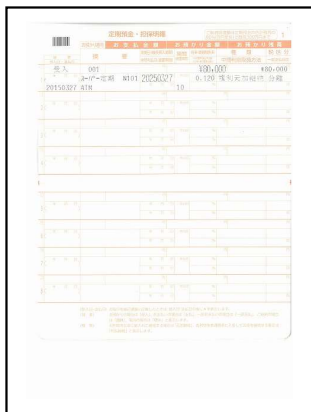
(1) 介護保険負担限度額認定申請書

(2) 介護保険被保険者証（サービス利用される被保険者様） ※郵送の場合はコピー同封可

(3) 預貯金等の申告に必要な書類（生活保護受給者の方は必要ありません）

※下記一覧表をご確認ください。

※介護サービスを利用する被保険者様と、配偶者様の書類が必要です。

種類	確認方法																																													
預貯金（普通・定期）	通帳の写し（インターネットバンクであれば口座残高・履歴ページの写し）、定期預金証書の写し																																													
	<注意事項>																																													
	(1) <u>解約されていない通帳（証書含む）全てをご用意ください。</u>																																													
	(2) 介護福祉課では通帳を預かって、コピーすることはできません。 <u>申請者ご自身で通帳の写しをご用意ください。</u> （市役所Ⅰ階北側総合案内の隣に、有料コピー機を設置しています。）																																													
	(3) <u>通帳をコピーする前に、ＡＴＭ等で必ず通帳記入を行い、最新の残高を確認してください。</u> （市役所Ⅰ階には、伊予銀行、愛媛銀行、東予信用金庫のＡＴＭが設置されています。）																																													
	(4) <u>申請日の直近２ヶ月以内の期間の履歴が全て必要です。</u>																																													
	<例>																																													
	6月15日に申請する場合、4月15日から6月15日までの履歴ページをコピーしてください。現在は使っていない通帳で、2ヶ月以内の履歴がない場合は、最新残高のページをコピーしてください。																																													
	●表紙をめくったページ																																													
	●定期預金ページ（紙証書も含む）																																													
																																														
	●直近２ヶ月以内の期間の履歴																																													
	<table><tr><th>日付</th><th>摘要</th><th>払戻し金額</th><th>預かり金額</th><th>差引残高</th></tr><tr><td>07-04-15</td><td>年金</td><td></td><td>150,000</td><td>500,000</td></tr><tr><td>07-04-15</td><td>振込</td><td>セキキョウキ</td><td>6,000</td><td>506,000</td></tr><tr><td>07-04-18</td><td>振込</td><td>ニハシカ仁* 株</td><td>10,000</td><td>516,000</td></tr><tr><td>07-04-25</td><td></td><td>200,000</td><td>〇〇施設</td><td>316,000</td></tr><tr><td>07-05-20</td><td>振込</td><td>ニハシカ仁* 株</td><td>10,000</td><td>326,000</td></tr><tr><td>07-05-26</td><td></td><td>200,000</td><td>〇〇施設</td><td>126,000</td></tr><tr><td>07-06-13</td><td>年金</td><td></td><td>150,000</td><td>276,000</td></tr><tr><td>07-06-13</td><td>振込</td><td>セキキョウキ</td><td>6,000</td><td>282,000</td></tr></table>	日付	摘要	払戻し金額	預かり金額	差引残高	07-04-15	年金		150,000	500,000	07-04-15	振込	セキキョウキ	6,000	506,000	07-04-18	振込	ニハシカ仁* 株	10,000	516,000	07-04-25		200,000	〇〇施設	316,000	07-05-20	振込	ニハシカ仁* 株	10,000	326,000	07-05-26		200,000	〇〇施設	126,000	07-06-13	年金		150,000	276,000	07-06-13	振込	セキキョウキ	6,000	282,000
日付	摘要	払戻し金額	預かり金額	差引残高																																										
07-04-15	年金		150,000	500,000																																										
07-04-15	振込	セキキョウキ	6,000	506,000																																										
07-04-18	振込	ニハシカ仁* 株	10,000	516,000																																										
07-04-25		200,000	〇〇施設	316,000																																										
07-05-20	振込	ニハシカ仁* 株	10,000	326,000																																										
07-05-26		200,000	〇〇施設	126,000																																										
07-06-13	年金		150,000	276,000																																										
07-06-13	振込	セキキョウキ	6,000	282,000																																										

裏面もお読みください

有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可） <注意事項> 有価証券の種類（銘柄）、口数（株数）が分かる書類をご用意ください。
種類	確認方法
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
タンス預金	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	金銭消費貸借契約書など

2 申請期限について（更新申請期間：令和7年7月4日～令和7年7月31日）

※必要な書類が揃っていない場合は受理ができませんので、早めにご申請ください。

【第1回締切】令和7年7月 4日（金曜日）（郵送の場合、当日必着）

【第2回締切】令和7年7月31日（木曜日）（郵送の場合、当日必着）

※第2回締切を過ぎた場合は、新規申請となります。8月29日（金曜日）を過ぎた場合は、8月から負担限度額の適用ができません。

3 認定証（介護保険負担限度額認定証）の交付について

（1）認定証の即日交付はできません。認定結果は後日郵送でお送りします。

※金融機関への預貯金照会や他市への非課税年金照会が必要な場合、結果が出るまでに時間がかかる場合があります。

※第1回締切までに申請が完了した場合は、7月末までに届くように郵送予定です。

（2）認定証の有効期限は、翌年7月31日までです。

（3）認定証が届いたら、利用している施設に提示してください。

※認定証を提示しない場合は、食費及び居住費の軽減は受けられません。

4 その他

虚偽の申告により不正に負担軽減を受けた場合は、介護保険法の規定に基づき、それまでに受けた負担軽減額及び最大2倍の加算金の納付を求めることがあります。

問い合わせ先 新居浜市役所 介護福祉課 介護総務係 電話：0897-65-1241

裏面もお読みください